

第1回 江別市自治基本条例検討委員会での質疑

○第1章「総則」の第2条「市民」の定義について

- ・「市民」の定義の確認

「市民」とは住民登録をしている住民に限らず、江別市に通勤・通学、市内で活動する人もしくは団体であり、事業者も市民である。

- ・「市民」の定義の矛盾点

第4章第11条の「市長は市民から信託を受けた本市の代表者として」とあるが、ここでの「市民」は有権者としての市民であって団体は入らないのではないか。

◎第11条の「市長は市民から信託を受けた本市の代表者として」の「市民」と第2条「市民」の定義との矛盾について

【市の見解】

「市民からの信託」とは選挙で市長を選ぶことのみを意味しているのではなく、「市民」が「市政」を信託して任せるという広い意味で使用している。

※「信託」は狭義には直接選挙で選ばれた市長や議員に使用されるのが一般的だが、全国の自治基本条例においては、選挙権の有無に限らない「市民」が「市政」を信託するという広い意味で使われるケースが多い。(当日資料2参照)

○第2章「市民」の第7条「市民の責務」について

第2項に「市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。」とあるが、どのような経緯でこの規定を盛り込んだのか。

◎「自らの発言と行動に責任を持つ」を盛り込んだ経緯

「市民の責務」は、市民公募などの市民が主体となり条例を検討していた市民懇話会により、平成19年3月に提出された「江別市自治基本条例のあり方に対する提言書」において、条例に盛り込むべき事項の一つ「市民」の中で、市民の権利とともに責務を定め、責務の一つとして「その行動と発言に責任を持つ」があげられた。

市民懇話会の議論の中で、発言や行動に責任を持つことはあたり前のことで標記する必要があるかという意見もあったが、自分たち市民が、まちづくりの主体としての自覚と責任を持つことは当然必要であり、条例に定めるべきという意見が多数を占め、明文化することにより市民に自覚を促す効果があるという考えから盛り込まれたもの。

各自治体における「信託」の使われ方

自治体名	市民の定義	「信託」を使用している条文		解説等
江別市自治基本条例 (H21制定)	市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	第1条	目的 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、 市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかに するとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。	<p>○江別自治基本条例における「信託」の使い方 「信託」は選挙で市長・議員を選ぶことのみを意味しているのではなく、「市民」が「市政」を信頼して任せるという広い意味で使用</p> <p>※「信託」は狭義には直接選挙で選ばれた市長や議員に使用されるのが一般的だが、下段の町村の事例にもみられるように、全国の自治基本条例においては、選挙権の有無に限らない「市民」が「市政」を信託するという広い意味で使われるケースが多い。栃木市のように条例の解説で、信託の意味を述べているケースもある。 市民の「信託」が「選挙」をあらわしていると誤解を受ける表現であれば、栃木市のように解説の中で意味を述べる等、解説書を改訂をする必要がある。</p>
		第4条第3号	基本原則 信託と責任の原則 市は、 市民の信託に基づき 、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。	
		第9条第1項	議会の役割と責務 議会は、選挙により信託を受けた議員 によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。	
		第10条第1項	議員の責務 議員は、市民の信託に応え 、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。	
		第11条第1項	市長の役割と責務 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者 として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。	
札幌市自治基本条例 (H18制定)	市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体	第4条第2項	基本理念 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。 この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。	
		第5条第3項	基本原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。 この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。	
函館市自治基本条例 (H22制定)	市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。	第4条	基本理念 市民は、まちづくりの主体です。 2 市政は、市民の信託に基づく ものであり、市は、その公正かつ誠実な運営に努めます。	市民を「まちづくりの主体」として位置づけ、市民が主役のまちづくりに取り組んでいくことを定めています。また、 市長や市議会議員は、住民の直接選挙で選ばれ、市政を信託されています ので、市は、市政の公正かつ誠実な運営に努める必要があります。
ニセコ町まちづくり基本条例 (H12制定)	定義なし	第4条	説明責任 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。	前条における町民の権利と共に、町の説明責任を規定した。 町は、わたしたち町民からの信託を受けて 仕事をしているのであり、いわば依頼主であるわたしたち町民に仕事の内容を具体的に説明する義務がある。
		第25条	町長の責務 町長は、町民の信託に応え 、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。	

川崎市自治基本条例 (H16制定) (神奈川県)	本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体	第4条	基本理念	市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。 (1)市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、 地域社会における自治の一部を信託していること。 (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわる ことにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。	
栃木市自治基本条例 (H21制定) (栃木県)	市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内に事務所を置く事業者をいう	第4条	基本理念	市民及び市は、次に掲げる理念により、まちづくりを推進するものとする。 (1)まちづくりは、市民が主体であること。 (2) 市政は、市民の信託に基づく ものであること。	市政は、市民の信託 に基づいて市議会及び執行機関（市長及び行政委員会等）が行うことを基本理念としています。 ○信託 本条例においては「市民」を住民に限らず、まちづくりの担い手として広く定義しており、 「信託」は、住民の選挙によって市長及び市議会議員が選ばれるということに限らず、信託して任せると いう意味で使用している。
		第17条 第1項	議員の責務	議員は、市民の信託に応え 、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。	
		第18条 第1項	市長の責務	市長は、市民の信託に応えるため 、指導力を発揮するとともに、法令の定めるところにより公平、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。	
日進市自治基本条例 (H19制定) (愛知県)	市内に居住する者又は市内で学ぶ者、働く者、事業を営むもの若しくは活動を行うもの等をいいます。	第4条 第5号	基本原則	市民の信託による市政 日進市は、市民にとって最も身近な自治体として、 市民からの信託をもとに 市政を行います	「市民の信託による市政」は、日本国憲法において、国政が国民からの信託を根拠としているのと同じように、日進市においても、 市政の根拠は市民からの信託にあることを明記 しています。
		第13条 第1項	市長の役割と責務	市長は、この条例を遵守し、 市民の信託に応え 、公正、公平かつ誠実に市政を運営し、市民主体の自治を推進しなければなりません。	
丹波市自治基本条例 (H23制定) (兵庫県)	市内に住所を有する人、働く人又は学ぶ人及び市内で事業活動を行う個人又は団体をいいます。	第4条 第1号	基本原則	市民主体の原則 市民は自治の主体であり、主権者として市政に参画するとともに、 市がその信託に適切に応えているか 注視すること。	市民は、市がその信託に適切に応えているか を注視し、適切な対応を行うことも大切です。適切な対応とは、さまざまな機会を通して市民としての声をあげていくこと、あるいは選挙権・被選挙権、直接請求権の行使などがあります。
大分市まちづくり自治基本条例 (H23制定)	(1) 市内に住所を有する者 (2) 市内に通勤し、又は通学する者 (3) 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域活動団体等」という。	第7条 第3項	議会の基本的役割と責務	議会は、市民に開かれた議会とし、その責務を明らかにし、 市民の信託にこたえるもの とする。	
		第9条 第1項	市長の基本的役割と責務	市長は、市民の信託を受けた本市の代表として 、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、市政全体の総合調整その他の権限を適正に行使しなければならない。	